

# 柔道部顧問に対する懲戒処分取消請求訴訟

南部 さおり (体育スポーツ科学系)

## I. はじめに

2020年10月12日、宝塚市立長尾中学校の教諭で柔道部顧問が、部員2名に対して体罰を加え、重軽傷を負わせて逮捕されたと大きく報道された<sup>1)</sup>。道場の冷蔵庫にあった差し入れのアイスクリームがなくなったことを部員に問い詰めた際、新入部員で1年生の2人が食べたと認めたため、道場内で寝技をかけるなどの執拗な暴行を加え、うち1人は背骨を圧迫骨折して全治3か月の重傷を負ったとされている。この顧問は、2011年から12年にも別の中学で体罰が3件報告されており、生徒のほおをたたくなどした2件の体罰で、13年2月に訓告処分を受け、さらに同年6月には頭突きで生徒の鼻を折り、同年10月に減給の懲戒処分を受けていた<sup>2)</sup>。

宝塚市では、2012年に発覚した大阪市・桜宮高校バスケットボール部主将自殺事件を受け、部活動中の体罰で懲戒処分を受けた教員は指導から外すルールを定めていたものの、処分の確定前や部活外での体罰については、学校や各市町教育委員会の裁量に委ねられていたため、上記の処分以降も顧問は部活動の指導を続けていたという<sup>3)</sup>。

なお、今回の事件を受けて市教委は、部活動に限らず体罰を理由に懲戒処分を受けた教諭には復帰後も部活の指導をさせないとする対応を検討していると明らかにしている<sup>4)</sup>。

そして事件報道からわずか5週間後の11月24日、兵庫県教育委員会は長尾中学校の柔道部顧問教諭を懲戒免職にしたと発表した<sup>5)</sup>。また併せて、その場にいたのに止めなかったとして、元副顧問の教諭を減給3か月、指導・監督責任を問い、校長も戒告の処分を受けている。

筆者は、部活動指導に際しての体罰事案について、行政側が懲戒処分に抑制的な姿勢を取り続けてきていたことを、別稿で指摘してきている<sup>6)</sup>。生徒が自死するという大変痛ましい結果となった、前述の桜宮高校の事件にあっては、元顧問が自らの行為と生徒の自死

との因果関係とをすべて認めて謝罪したため、懲戒免職という異例の処分が下されたが、これまでは、そしてそれ以降も、生徒が死に至るほどの重大な体罰・ハラスメント・不適切指導を行った指導者にあっても、免職処分とされることはほとんどなく、せいぜい6か月の停職処分にとどまるのが常であった<sup>7)</sup>。

本件は、中学の柔道部顧問が生徒に対して体罰を行ったことで過去に処分を受けた経歴を有しながら、生徒間の暴力(いじめ)行為を隠蔽するなどの非違行為を行って停職6か月等とされた処分につき、当時の顧問が違法無効を訴えて県を訴えた事案である。

運動部活動を指導する教員の非違行為に対する懲戒処分の妥当性について示唆に富む事案であると考え、控訴審まで争われた本事案の内容、そして各裁判所の判決内容の妥当性を検討し、最後に筆者の考えと一致する判断が下された上告審判決の概要を示したい。

## II. 事案の概要

### (1) 本件柔道部

本件姫路市立灘中学は、生徒数が1,100人超の大規模校であり、その男子柔道部は全国大会優勝実績もある強豪チームで、本件当時の部員は50人を超えていた。顧問X(柔道6段)は平成21年4月頃から、柔道部のために校舎内の家庭科室、家庭科準備室等に小型サウナ、洗濯機、乾燥機、送風機、冷蔵庫、トレーニング機器などを設置していた。平成24年4月には学校の敷地内にトレーニングハウス(間口5.5m、奥行2.3m、高さ2.7mの建築物)が搬入され、さらに水道・電気を引き込むための工事が行われ、内部にエアコン、洗濯機、トレーニング機器などが設置された。

同校の柔道部への入部を希望する校区外の者は、Xの元教え子であるYとその妻が住む校区内の家に下宿することがあった。平成27年7月当時、柔道部員54人のうち8割近い42人が県外を含む校区外の出身者であり、1年生のA~C、3年生のD、2年生のEが、Y宅で共同生活を送っていた。なお、Dは柔道の指導

に力を入れている中学校への進学を希望し、親元を離れて愛知県にある中学校に入学して柔道を続けていたが、X顧問に声をかけられて2年時に本件中学に転入し、本件柔道部に入部、主力選手となっていた。

1年生であるA～Cは、下宿開始当初から日常的に、D、Eによる以下のような暴力行為を受けていた。

〔1〕D、Eが嫌いな食べ物や食べきれず残したご飯をA～Cに食べさせ、食べきれずに嘔吐したらEが暴行を加える。

〔2〕DがトレーニングハウスにおいてA～Cの手、足、腹などに香水をかけ、気化した香水にライターで火をつける(5,6回)。

〔3〕DがY宅においてA～Cの二の腕などをエアガンで撃つ(10回くらい)。

このほかA～Cはそれぞれ個別に、トレーニングハウス、Y宅などにおいて殴る、蹴るなどの暴力を受けていたが、6月頃からは特にAへの暴力がひどくなった。D、EがAの両手を後ろに回した状態で膝蹴りをし、痛みのため食事をとることができないAに対し、食べるのが遅いとしてさらに膝蹴りをすることなどが3日間続いた後、Aは食事をとっても嘔吐するようになった。

## (2) 傷害事件

平成27年7月7日午前7時頃から、家庭科室でDとEが柔道の練習をし、Aは洗濯をしていた。その際Eは、前日にAがY宅で嘔吐したことをとがめ、その顔を1回殴り、Dは長さ1m程度の物差しでAの頭、顔、身体を10回以上たたき、平手で顔を数回たたいた。立てなくなったAに対し、Dは太ももに膝蹴りをし、DとEがみぞおちを数回蹴った。その後Aは持参した朝食をとったが、Dに物差しで喉を突かれたため嘔吐し、それを見たDはさらにAをたたいた。Aはうずくまったが、Eはその腹部に膝蹴りをした。そして、これらの暴行によりAは全治1か月の胸骨骨折の傷害を負った。

同日午前7時30分頃、家庭科室から出てきたAの様子を不審に思ったZ教諭が声をかけたところ、Aは階段から落ちたと答えた。しかし顔に新しいあざがあることを不審に思って問いただしたところ、ようやくDとEから暴行を受けたことを認めた。

## (3) 顧問Xによる虚偽報告の指示

Z教諭は同日午前8時頃、上記暴行について顧問Xに報告し、大変なことになるのでみんなに話すよう進

言した。XはDとEに対してXが授業を終えるまで家庭科室で待機するよう指示し、授業後Xは、DとEを図書室に移動させて事情聴取をした。この間、Z教諭はYの妻に連絡をとり、Aを迎えに来てもらって帰宅させた。

Yの妻は同日午後3時頃、Aを伴って中学に来てZ教諭とともにXと話をし、Xは柔道部かかりつけの整形外科にAを受診させることは了解したが、Z教諭とAに対し、階段から転んだと医師に説明するよう指示した。

同日、Z教諭は本件傷害事件について生徒指導担当教員であるF教諭に報告し、G校長にも情報が伝えられた。

## (4) 事件後の対応

中学は同月11日午後7時から、A・D・Eの保護者と呼んで話し合いをすることを予定した。するとXは、これに先立つ同日午後3時から、柔道部の他の保護者と呼んで保護者会を開催したうえ、午後7時開始の予定であった話し合いを午後5時にくり上げて実施した。予定より早く会合が始まっていることに気づいたZ教諭、F教諭、教頭は途中から参加する形になった。午後8時からはG校長も交えて話し合いが行われ、その後本件傷害事件は市教委に報告された。

## (5) Dの大会への出場

G校長は同月17日の職員会議で、同月27日の兵庫県中学校総合体育大会(以下「県大会」)の柔道団体戦にDが出場することを認めると発言した。Dは団体戦に出場し、中学はこの大会で準優勝して近畿中学校総合体育大会(以下「近畿大会」)への出場資格を得た。G校長は近畿大会に出場する選手としてDを登録することも了承し、その書類に押印した。

しかしながら同月29日、G校長は市教委から、近畿大会へのDの出場を辞退するよう指示された。そこでG校長は同日午後5時30分頃X顧問に電話をかけ、市教委から指示があったのでDを近畿大会に出場させないようにと伝えた。しかしXはこれに従わず、同年8月4日に行われた近畿大会の団体戦にDを出場させ、中学は優勝した。

Z教諭から報告を受けてDが近畿大会に出場したことを知ったG校長は、8月5日にXを呼び出し、Dを出場させたのは残念であると伝えたが、Xは、いじめであれば何でも出場辞退させるのか、処分や指導は覚悟のうえだ、自分は命がけでやっているなどと反発し、抗議した。

## (6) 本件物品等の撤去

G校長は中学に着任した平成24年4月頃、トレーニングハウスの存在を認識しつつ、X顧問にその撤去を求めることはなかった。しかし平成26年12月初旬、教頭を通じてその撤去を指示し、同月22日にはXに対して直接撤去を指示した。しかしXは本件傷害事件発覚後の改めでの指示を受け、洗濯機1台を撤去しただけであった。

市教委は平成27年10月1日に中学を訪れて校内の確認を行い、教育長は同月20日付けでG校長に対し、本件物品、トレーニングハウスなどを同年11月20日かぎり撤去し、原状回復するよう指示する「施設管理に係る改善指示書」を交付した。Xは改めてG校長から指示を受けて、ようやく本件物品とトレーニングハウスを撤去した。

## (7) 懲戒処分

市教委は処分行政庁に対し平成27年11月20日付で、顧問Xがいじめ事案の解決を最優先せずに柔道部の運営・勝利を優先し、校長の命令に従わなかったこと、および学校施設を私物化するような使用を続けたことなどが、地方公務員法（以下、「地公法」）に違反する信用失墜行為であるとして、相応の処分を求める内申をした。

処分行政庁は平成28年2月23日、地公法29条1項、懲戒条例5条により「平成27年7月7日、顧問を務める柔道部の部員間の暴力行為を伴ういじめ事案を把握しながら、被害部員の受診時に『階段から転んだこととしておけ』と、虚偽の説明をするよう指示し（「虚偽説明指示」）、同年8月4日、加害部員の部活動の大会への出場禁止の校長の職務命令に従わず同部員を大会に出場させた（「職務命令違反」）。また、部活動で使用していた校内の設置物に係る校長からの撤去の繰り返しの指示に長期間対応しなかったこと（「撤去指示違反」）は、教育公務員としてふさわしくない著しい非行である。」として、Xを同月24日から6月間の停職処分とし、さらに平成28年4月1日付で他の中学校に配置換えすることを決定した。

## Ⅲ. 原告（X）の主張

### (ア) 虚偽説明指示について

受診に際し虚偽の説明をするよう提案したのは、その時点では事案の真相が不明であったことから、教育的配慮とAの治療を優先させたためである。原告は本

件傷害事件を柔道部全体の問題ととらえ、大会前の重要な時期に練習を休ませてまでも部員に自省を促していた。自己の利益を図るためにいじめを秘匿しようとした事実はなく、責任を免れるために虚偽説明指示をした事実もない。

虚偽説明指示が懲戒処分の対象とされると、教員はいじめのすべてを明らかにする必要性が生じ、教育的な配慮が行えなくなり、その対応に支障が出る。特に、未成年者に対する教育的効果等を考慮する必要がある教員に与える影響はきわめて大きい。

### (イ) 職務命令違反について

教育的効果やDの将来を考慮して、原告はDを近畿大会に出場させた。このような原告の行動は、個別の生徒との信頼関係やその将来等を考慮する必要がある教育公務員としてふさわしいものであり、懲戒処分を加えるべき原因、動機とはならない。

原告が職務命令違反をしてまでDを大会に出場させたことにより、DとAの双方に教育的効果が上がった。

### (ウ) 撤去指示違反について

卒業生らの寄付物品である本件物品をただちに撤去しなかったのは、撤去により効果的な部活動の実施に支障が生じ、人々の善意を裏切る行為を生徒に教えることになり、物を大切にすることの涵養を阻害することにもなりえたからである。卒業生に対する感謝の気持ちを損なうことにもなる。撤去指示にただちに従わなかったことは、教育に資する行為であったともいえる。

### (エ) 懲戒における裁量権の逸脱・濫用の有無

本件停職の対象となった3つの行為は、平成27年における中学の柔道部に関係する一連のものであり、複数の懲戒事由があることを理由に重い処分をすることはできない。撤去指示違反は原告に重い処分をするためつけ足された理由にすぎない。また、Aとその保護者は本件傷害事件をいじめとはとらえておらず、Dを大会に出場させた原告に感謝しており、本件停職に強く反対している。

6か月の停職は事実上の退職の強制となるほどの重い処分であり、みずから犯罪を行うとか、過去にくり返し同様の非違行為をしたような場合にのみ課されるものである。教育目的や生徒らの心情に配慮してされた原告の行為に対しては不当に重い処分であり、比例原則に違反する。被告が比較事例とした事案は刑法犯に該当する行為であるが、原告の行為は犯罪行為ではないから、停職のような重い処分をすることは平等原則に違反する。

停職期間中に配置換えとなる原告は、停職期間満了後の年度途中から新所属校に勤務することとなるから、新所属校への悪影響があるし、原告が明示した意思にも反するものであった。処分行政庁はそのことを知りながら本件配置換えをしたのであって、退職を強要するに等しい違法な行為である。原告はこれにより精神的苦痛を受け、定年まで勤務することに対する期待権を侵害された。

#### IV. 一審判決（請求棄却）

地方公務員につき地公法所定の懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されている。懲戒権者は懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の上記行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分がほかの公務員および社会に与える影響等、諸般の事情を総合的に考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また懲戒処分をする場合にいかなる処分をすべきかを、その裁量的判断によって決定することができる。裁判所がその処分の適否を審査するにあたっては、懲戒権者の裁量権の行使に基づく処分が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱しこれを濫用したと認められる場合にかぎり、違法であると判断すべきである（最一小判平成2年1月18日民集44巻1号1頁参照）。

この判断枠組みに従い、後記4において原告の行為の懲戒事由該当性を検討し、裁量権の逸脱・濫用の有無を検討する。

##### 1. 懲戒事由該当性について

###### (1) 虚偽説明指示について

本件傷害事件のことを知っていたにもかかわらず、「階段から転んだことにしておけ」とAの受診する医師に虚偽の説明をするようZ教諭及びAに指示したことを、原告は認めている。認定事実によれば、本件傷害事件はAの入学当初から行われていた柔道部の上級生による下級生に対する継続的な暴力行為の一部であったと認められるし、Aの受診前から原告はこのことを認識していた。Dの行為は傷害行為であるとともにいじめ防止法の定める「いじめ」に該当するから、本件傷害事件はいじめ事案である。被害生徒を受診させることが必要となるほどの重大な暴力行為を

伴ういじめ事案が発生したにもかかわらず、その発覚を防ぐため、事実と異なる受傷原因を医師に告げるよう指示することは、犯罪行為の隠蔽であるとともにいじめの隠蔽にほかならない。これは職員の職の信用を傷つけ、職員の職全体の不名誉となるような行為といえるから、地公法33条に違反し、同法29条1項1号、2号に該当するし、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるから同項3号に該当する。

教育的な配慮に基づく一時的な措置であったから懲戒事由に該当しないと原告は主張する。しかし学校内でいじめによる傷害事件が発生した際、対処にあたって生徒に対する一定の教育的配慮が必要となる場合があることは否定されないとしても、第一に考えるべきは被害生徒を保護し、適切な治療を受けさせ、保護者に連絡し、上司に報告して学校としての対応を協議するといった被害生徒側への対応であり、加害生徒に対する配慮ではない。被害生徒が適切な治療を受けることよりも加害生徒への配慮を優先するという不適切かつ偏った配慮により、虚偽の説明を指示することが正当化されることはない。

###### (2) 職務命令違反について

近畿大会に出場する生徒を決定する権限がG校長にあったことは当事者間に争いが無い。そしてG校長が出場の申請をし、登録された選手7人のうち、実際に試合に出るのは5人であり、この5人を誰にするか決めるのは原告であった。そうするとG校長は、その権限に基づき、出場登録をされたDを試合には出さないよう原告に対して命じたということになり、これは適正な職務命令というべきである。

職務命令違反は上司の職務上の命令に忠実に従うことを義務づける地公法32条に違反するから、同法29条1項1号、2号に該当する。柔道部の下級生に継続的に暴力を振るい、最終的には胸骨骨折の重傷を負わせる傷害事件を発生させた生徒について、学校を代表して参加する柔道の大会への出場を禁じるという市教委の判断は合理的かつ適切といえる。その判断をG校長から伝えられてDの出場辞退を命じられたにもかかわらず、県大会は出場できたからとか、いったんは近畿大会への出場が承認されたからとか、命令に不服であるからといった身勝手な理由でこれに従わなかったことは、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるといえるから、同項3号に該当する。

### (3) 撤去指示違反について

本件物品については平成26年12月初旬、同月22日、平成27年3月、4月、5月、7月17日、8月31日、9月7日に、G校長が原告に撤去を指示した。

ところが原告が撤去したのは、10月20日付けの市教委の指示に基づきG校長が11月20日かぎり撤去するよう指示した後であった。

公立学校の施設は、学校が学校教育の目的に使用する場合を除くほか使用してはならず（学校施設の確保に関する政令3条1項）、その例外は、法令の規定に基づく使用の場合（同項1号）、管理者（中学校の場合は教育委員会）または学校の長の同意を得て使用する場合（2号）である。本件物品もトレーニングハウスも中学が学校教育のために使用している備品ではなく、原告の判断で柔道部員のために校内に置いていたと認められるし、市教委の同意も校長の同意も得ていなかったと認められるから、学校施設の適正な占有使用であったとはいえない。

職務命令に従わないことは地公法32条に違反するから、同法29条1項1号、2号に該当する。上記のとおり、原告は正当な理由なくこれに従わず、施設管理権の侵害を長期間にわたり継続したのであり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があったといえるから、同項3号に該当する。

## 2. 裁量権の逸脱・濫用

以上のとおり虚偽説明指示、職務命令違反、撤去指示違反はいずれも懲戒事由に該当するので、次に、本件停職について裁量権の逸脱・濫用があったかを検討する。

### (1) 虚偽説明指示について

虚偽説明指示による影響は小さいと原告は主張する。しかし受傷の原因を正しく伝えないことにより医師の適切な治療を受ける機会をAが奪われるおそれがあったのであるから、影響は決して小さくない。しかもそれだけではない。中学校においては教員が生徒に対し強い影響力、支配力を有しており、生徒の側にはいまだ教員の教育内容を批判する能力は備わっておらず、学校・教員を選択する余地も乏しい。そのような力関係の下、理不尽な暴力により重大な被害を被った生徒に対し、そのことを隠して部活動や加害者の利益を優先させるよう指導教員が指示したこと自体、教育上の悪影響は非常に大きいといえる。

### (2) 職務命令違反について

職務命令違反は、Dを近畿大会に出場させたいという原告自身の希望を実現するためにしたものである。自身が指導する柔道部を試合で勝利させるために、命令を撤回させようと協力者を通じて圧力をかけ、命令に違反することを決めてからは、妨害がされないよう副顧問にも協力者を通じて圧力をかけ、予定どおり命令違反を敢行したのである。命令を軽視する態度ははなはだしく、命令違反の意思は強固であったといえるから、非違の程度は重い。上記のとおり、動機、態様とも悪質であり、事後に、命令違反について「残念である」と控えめな表現で注意したG校長に強く抗議するなど、反省している様子もないから、行為後の態度も悪い。

### (3) 撤去指示違反について

撤去指示違反は、上司の指示を軽視する態度がはなはだしいこと、自身が顧問を務める柔道部の利益を優先する行為であることは、Dの大会出場に関する職務命令違反と共通する。G校長から保護者に説明すべきである、費用がかかる、生徒が使っている、黙認されていたなどと理由をつけて撤去に応じていなかったのに、市教委の教育長から指示書が出されると一転して期限までに撤去したのであるから、原告の弁解は、不正な占有使用を継続するための方便にすぎなかったと認められる。柔道部のためという動機は身勝手であり、授業で使用する家庭科室等に長期間にわたり物品を置いて占有をするという態様は悪質である。柔道部が強豪チームであるため苦情を言われにくいのをいいことに教室の一部を占有し続けていたことは、他の教員の迷惑になることはもちろん、強豪校の部活動は特別扱われ、迷惑行為すら許されるという印象を生徒に与えるものであり、教育上の悪影響も大きい。

### (4) 処分量定についての検討

本件停職の対象となった3つの行為のうち最も重大な非違は虚偽説明指示である。

いじめは社会問題となっており、いじめの防止等は国をあげて取り組んでいる課題であり、地方公共団体、学校においても同様の取組が求められている。教育現場で生徒等と日々接触する教員に対しては、いじめの放置・隠蔽をしないこと、そのことを生徒等に教えていくことが求められている。そのような中で原告は、国の取組に逆行し、教育者としての責務に反す

るいじめの隠蔽行為に及んだのであるから、非違の程度は重い。行為の動機は柔道部の利益のためであるから、結局のところその指導者である自身の利益を図るためであったと認められるし、態様は悪質であり、及ぼした影響も小さくない。責任の軽減を図るためうその弁解をするなど行為後の態様も悪い。

さらに原告は職務命令違反と撤去指示違反の非違行為をしている。自身の指導する柔道部を強くし、試合で勝つためであれば他の規律は無視してもいいという原告の態度が両行為には如実に表れている。

また原告は、部活動壮行会のための生徒指導にあたり生徒の両顔面を平手で2～3回殴打し、倒れた同生徒の背中と足を2～3回蹴って負傷させたことを理由として、平成10年9月30日、給料の月額10分の1を1月間減給する懲戒処分を受けている。本件停職の17年以上前にされた懲戒処分ではあるが、体罰は学校教育法が明示的に禁じており（11条ただし書き）、平成10年当時も社会的にまったく容認されていなかった行為である。本件傷害事件の調査報告書では、Aはいじめに耐えることが自身を鍛え強くすることにつながるととらえていた節があること、Dは事件後も被害生徒をいたわる気持ちより部活動がんばろうとする気持ちが強いことが報告されている。暴力が許されないことについて、原告が生徒に対し適切な教育をすることができていたのか疑問が残る。

以上の事情を総合すれば、原告に対する懲戒処分として停職を選択し、その期間を最も重い6月とした本件停職は、給与上その他の不利益を考慮し、かつ、原告が長年にわたって教員を務め、柔道部の顧問として卓越した指導力を発揮してきたことなどの原告にとって有利な事情を十分に考慮しても、社会観念上著しく妥当を欠くほど重すぎるといえることはできない。したがって本件停職に裁量権の逸脱・濫用があるとはいえず、適法である。

### 3. 配置換えの違法性

本件配置換えは、中学に赴任して8年になるうえ、本件停職のため1学期から授業を担当することができない原告を、同じ姫路市内にある別の中学校に配置換えする処分であり、勤務条件等において原告に不利益を及ぼすとは認められない。これによる不利益として原告が本人尋問で供述する内容は、中学の柔道部の指導ができなくなること、停職期間満了後の年度途中から新所属先の中学校で職務を開始しても職場での

信頼を得られないことである。しかし原告が供述するところはいずれも主観的な利益の侵害にすぎず、法律上保護に値する利益の侵害であるとは認められない。退職に至ったのも本件配置換えの3か月後であるし、本人尋問においても、どうしようかと思っただけでじっくり考えた結果退職を決断したと供述しているから、本件配置換えによる利害得失を十分検討したうえで自由な意思に基づいて退職を決断したと認められるのであり、本件配置換えが退職を強要するに等しいものであったとは認められない。したがって本件配置換えに裁量権の逸脱・濫用はなく、適法である。

## V. 1審判決についての考察

### 1. 本件柔道部について

本件柔道部は、いわゆる「強豪部活」として校内に君臨しており、全国から入部希望者が押し寄せるほどの名門であった。そのため学校長も、本件の暴行・傷害事件が発覚するまでは、本件柔道部にまつわる様々な問題状況を「見て見ぬふり」するような状態になっていたことがうかがえる。

本件の問題に関連し、「この運動部の生徒18人に、校区内に居住実態がない“越境通学”の可能性があること」を、2015年12月19日に開かれた市議会文教委員会で市教育委員会が報告したことを、神戸新聞が報じている<sup>8)</sup>。市は、許可なく校区外から市立小中学校に通学することを認めていないことから、市教委は事実関係を確認した上で、規則違反があれば年度中に是正するとした。

「学区制」は、遡ること約80年前の1941年に導入された。基本的に学区は、学校周辺を均一の距離で通学できるように作られている。教育の機会均等、ひいては同じ教育内容を地域的に偏りなく保証することによって、国民の基礎的形成を行うことが目的だと考えられている<sup>9)</sup>。1970年代頃から、すでに越境入学が社会問題化していたが、1991年に千葉県松戸市の市立松戸高校の入試の際、2人の有力運動選手を入学させるために、同校の体育教諭がかつての同僚だった県立高校の2人の体育教諭に頼み、2人の生徒とその母親に住民票を移させ越境入学させていたという問題が注目を集め<sup>10)</sup>、さらに1996年には高崎市立高松中学校のサッカー部で、「チームを強くするため、小学校時代に有力選手だった児童の親に声をかけて越境入学させている」（学区内の保護者談）ことで、部員の30%ほどが実態に合わない越境入学であること

が発覚して問題になり<sup>11)</sup>、中学校の部活動の過熱ぶりが指摘されている。

そして文科省は「地域の実情に即し、可能な限り、子供に適した教育を受けさせたいという保護者の希望を生かすため」、1997年に、通学区域制度の弾力的運用についての通達を出した<sup>12)</sup>。しかしその後、自治体によって対応がまちまちであり、とりわけ地域と子どもたちの結びつきを重視している地方では、学区制の緩和は進まなかった。

そのような中で、本件部活動のように、有力選手を学区外、とりわけ他県から入学させるために学区内にある顧問の教え子に依頼し、住民票を移動させるという方法が半ば公然と行われるような状況が出来上がったのである。そして、本件のなかでもDは、親元を離れて愛知県にある中学校に入学して柔道を続けている中でX顧問に声をかけられ、2年時に本件中学に転入したという経緯があり、X顧問からの期待もひととき大きかったことがうかがえる。

強豪部活動においては、しばしば「実力がすべて」「強さが正義」となりがちであり、とりわけ寮や下宿などの濃密な人間関係の中では、常に顔を合わせる部員の中で上下関係が作り出されることがある。そして、顧問からの大きな期待が部内でのDの優先的地位を形成し、2年生のEがこれに追随することで、1年生部員、なかでも同じ下宿先に住む1年生であるA、B、Cに対する横暴な態度と暴力行為を引き起こしたものであろう。

そもそも本件訴訟で認定されただけでも、「いじめ」という言葉にはとどまらない、酷い暴力が部内で常態化しており、下級生、とりわけ本件被害者であるAにおいても「これに耐えることで強くなる」という意識が沁みついていたようである。そして、Aの父親も柔道経験者であり、保護者説明会でDが試合に出られないという説明に対し、「是非出て欲しい」と申し立てていた。つまり、被害者の保護者であっても、暴力を不問にし、とにかく部に勝って欲しい、Dには3年生最後の試合を悔いなく戦って欲しい、という価値観を有していたことがうかがえるのである。

X顧問は当該中学に赴任して8年間で、本件中学を柔道の名門にし（あるいは前任者から名門部活動の指導をうまく引き継ぎ）、全国的にその名を知らしめていたのであり、本件中学の功労者ともいえる立場にあったものと思われる。その結果として、部活動ばかりか学校の敷地や教室なども私物化し、いわば「やりたい放題」という様相を呈していた。当然、本件の暴

行・傷害事件が発覚しなければ、本件中学校にとどまり続けた可能性が高かったのではないだろうか。

## 2. 虚偽報告の指示について

地方公務員法29条1項は、以下のように規定している。

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条（分限及び懲戒の基準）に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

同法が「これに基く条例」としている、いわゆる「兵庫県懲戒条例」とは、昭和38年4月1日条例第31号「職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」である。同条例は職員に対する戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の効果について定めているものであり、いわゆる具体的な非違行為については定められていない。

そして、「虚偽報告」については、現在では人事院の「懲戒処分の指針について」という指針を受け、「事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする」という運用が一般的であると考えられるが<sup>13)</sup>、本件処分時にはこれに対する処分基準は設けられていなかった。そして、ここでの「事実をねつ造して虚偽の報告を行った」の客体（報告対象）としては、通常は、公務所や学校などが考えられるところであろう。

処分庁においては、X顧問の非違行為につき「平成27年7月7日、顧問を務める柔道部の部員間の暴力行為を伴ういじめ事案を把握しながら、被害部員の受診時に『階段から転んだことにしておけ』と、虚偽の説明をするよう指示し（「虚偽説明指示」）」と、生徒に医療機関に虚偽の報告を行うように指示したということであるから、「懲戒基準」にいう「虚偽報告」とはその内容において区別されるべきであろう。

ところでX顧問は、Aの受診に際して虚偽説明を指示したのは、「その時点では事案の真相が不明であったことから、教育的配慮とAの治療を優先させたためである。」「虚偽説明指示が懲戒処分の対象とされ

ると、教員はいじめのすべてを明らかにする必要があると、教育的配慮が行えなくなり、その対応に支障が出る」などと主張している。

これに対して処分庁は「被害生徒が適切な治療を受けることよりも加害生徒への配慮を優先するという不適切かつ偏った配慮により、虚偽の説明を指示することが正当化されることはない」と切り捨てているが、この点は至当である。

そして判決でも、本件虚偽報告の指示について、「犯罪行為の隠蔽であるとともにいじめの隠蔽にほかならない」とし、さらに、①Aが医師の適切な治療を受ける機会を奪われるおそれがあったこと、②生徒に比して強い権力を有する教員が、弱者であり、重大な暴力被害を受けた生徒に対して部活動や加害者に有利となるような説明を指示したことは教育上の重大な悪影響となること、などを指摘して、懲戒事由たり得る非行であると判断しているのであって、この点にはまったく異論はない。

### 3. 本件処分の妥当性について

停職処分を課された場合、停職中は当然、給与は一切支給されないし、停職期間中の給与停止は退職金額にも大きく影響してくる。また当然、公務員である以上、停職期間中に副業などをすることは禁止されている。そして、期末・勤勉手当の基準日に停職中の場合にはそれらが不支給となるし、基準日に停職期間が終了している場合も、期末・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり停職期間が除算されることとなる。また、昇任・昇格も処分後1年間は不可となり、昇給についても昇給区分が最下位に決定される<sup>14)</sup>。

X顧問は、「6か月の停職は事実上の退職の強制となるほどの重い処分であり、みずから犯罪を行うとか、過去にくり返し同様の非違行為をしたような場合にされるものである。」と主張している。確かに、警察官などの公務員においては、停職処分は「事実上の退職勧奨」という意味合いが含まれる場合もあると言われている<sup>15)</sup>。

表1は、人事院が示した懲戒処分の基準例であり、前述したように、「虚偽報告」に対しては「減給又は戒告」相当とされているが、本件はむしろ「いじめの隠蔽」または「いじめ被害者に対する緘口令」に該当するものであり、「1. 一般服務関係」における同基準例一覧を見ても、該当するものが存在しないものといえる。なお、「5. 監督責任」の項目には、(1)指導監

督不適正、(2)非行の隠ぺい、黙秘、という項目があり、前者で「減給又は戒告」、後者で「停職又は減給」とされている。ただし、この場合の「監督責任」とは、部下職員に対するものであり、「部下職員が不適正な事務処理を行っていたことを認識していたにもかかわらず、部下職員の不適切な行動を正すことなく、黙認した」というような場合を指すため<sup>16)</sup>、本件における「教師と生徒」「顧問と部員」という関係には当たらないと考えるべきであろう。

基準例一覧

事由	免職	停職	減給	戒告
(1) 欠勤				
ア 10日以内			●	●
イ 11日以上20日以内		●	●	
ウ 21日以上	●	●		
(2) 遅刻・早退				●
(3) 休暇の虚偽申請			●	●
(4) 勤務態度不良			●	●
(5) 職場内秩序を乱す行為				
ア 暴行		●	●	
イ 暴言			●	●
(6) 虚偽報告			●	●
(7) 違法な職員団体活動				
ア 単純参加			●	●
イ あおり・そそのかし	●	●		
(8) 秘密漏えい				
ア 故意の秘密漏えい	●	●		
自己の不正な利益を図る目的	●			
イ 情報セキュリティ対策のけ怠による秘密漏えい		●	●	●
(9) 政治的目的を有する文書の配布				●
(10) 兼業の承認等を得る手続のけ怠			●	●
(11) 入札談合等に関与する行為	●	●		
(12) 個人の秘密情報の目的外収集			●	●
(13) 公文書の不適正な取扱い				
ア 偽造・変造・虚偽公文書作成、廃棄	●	●		
イ 判決文書の改ざん	●	●		
ウ 公文書の改ざん・紛失・誤廃棄等		●	●	●
(14) セクシャル・ハラスメント				
ア 強制わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつな行為	●	●		
イ 意に反することを認識の上でのわいせつな言辞等の性的な言動の繰り返し		●	●	
執拗な繰り返しにより強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	●	●		
ウ 意に反することを認識の上でのわいせつな言辞等の性的な言動			●	●
(15) パワー・ハラスメント				
ア 著しい精神的又は身体的な苦痛を与えたもの		●	●	●
イ 指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返したもの		●	●	
ウ 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	●	●	●	

表1 懲戒処分の指数について(平成12年3月31日職職-68)  
(人事院事務総長発)最終改正:令和2年4月1日職審-131  
[http://www.jinji.go.jp/kisoku/tsuuchi/12\\_choukai/1202000\\_H12shokushoku68.html](http://www.jinji.go.jp/kisoku/tsuuchi/12_choukai/1202000_H12shokushoku68.html)

そこで判決では、「被害生徒を受診させることが必要となるほどの重大な暴力行為を伴ういじめ事案が発生したにもかかわらず、その発覚を防ぐため、事実と異なる受傷原因を医師に告げるよう指示することは、犯罪行為の隠蔽であるとともにいじめの隠蔽にほかならない。これは職員の職の信用を傷つけ、職員の職全体の不名誉となるような行為といえるから、地公法33条に違反し、同法29条1項1号、2号に該当するし、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるから同項3号に該当する。」としている。すなわち、本件の「いじめの隠蔽」行為は、標準例一覧に示された事由には該当しないものの、地方公務員法33条「信用失墜行為の禁止」（職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。）に抵触し、懲戒事由について定めた同法29条1項（この法律若しくは第57に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合）、2項（職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合）に該当するため、懲戒の対象となると判断したものである。ただしこの場合、懲戒処分の基準が示されていないため、信用失墜行為性やコンプライアンス違反性、職務違反性についてより実質的に判断される必要があり、さらに行為と処分の均衡、同種事案に対する過去の処分例と比較して妥当であるかなどが検討されるべきことになる（地方公務員法13条「平等取扱の原則」）。

なお、2013年に施行されたいじめ防止対策推進法は、各校にいじめ防止基本方針を作ることを義務づけているが、自治体による制定は努力義務とするにとどめられている。ところが大阪市教育委員会は2015年に、いじめの隠蔽を行った教職員に対しては懲戒処分を含め「厳正に対処」すべきとして、いじめ対応の基本方針案をまとめている。当時としても画期的な方針であり、文科省も「自治体のいじめ対策で、いじめ疑い事案を隠蔽した職員に対する懲戒処分の明記は異例」であるとしている<sup>17)</sup>。

本件と同じ兵庫県（神戸市垂水区）で2016年、市立中学3年の女子生徒が自殺した問題で、いじめをうかがわせる他の生徒からの聞き取りメモの隠蔽を当時の校長に指示した首席指導主事が停職3か月の懲戒処分とされ、さらに、メモの存在を把握した後も調査に消極的だったなどとして総務部担当部長を減給10分の1（1か月）、教育次長、総務部長ら3人を戒告、別の1人を文書訓戒としている。また、退職した当

時の校長には減給10分の1（3か月）相当額の支払い済み給与の自主返納を求めた<sup>18)</sup>。さらにこの処分に加え、市教委は2020年に、当時の校長に対し、学校としていじめ対応が十分でなかった監督責任を問い、文書訓戒が相当であると発表した<sup>19)</sup>。

ただし、本件の虚偽報告指示の悪質性を、垂水区の中学生自死事案における隠蔽と比較することは困難であると思われる。とりわけ本件では、いじめの隠蔽以外にも、校長の名に反していじめ加害者であるDを試合に強行出場させた件、学校施設や用地を不正に占有する撤去指示違反などの重大な非違行為と合わせて処分が下されているのであり、その軽重を論じることは非常に困難であろう。

そこで次には、当該判決が破棄され、X顧問の懲戒処分を取り消した控訴審判決を参照し、改めて本件懲戒処分の妥当性について検討することとしたい。なお、以下で「控訴人」とはX顧問をいう。

## VI. 控訴審判決（原審破棄）

### 1. 各懲戒事由に係る処分の考慮事情

#### (ア) 虚偽説明指示について

控訴人の虚偽説明指示は、いじめ防止法及びこれを受けた各いじめ防止基本方針の趣旨に反することが明らかであり、非難されるべきものである。

もっとも、A自身、当初は副顧問のZ教諭に階段から落ちたと説明していたところ、Aの受傷内容からすれば同教諭にとっても一見して上記説明が虚偽であることを見抜いたというのであるから、AやZ教諭が控訴人の上記指示に従って医師に対し虚偽の説明をしたとはいうものの、Aを診察した医師がそのような説明をたやすく信用したとは考え難く、これにより現にAが適切な治療を受けられなかったなどという事情も認められない。そして、本件傷害事件を含むA、D及びEからの事情聴取の内容は、控訴人から聴取メモを交付されたZ教諭により、生徒指導担当教諭や教頭を通じて当日のうちにG校長まで情報が伝えられたというのであり、控訴人がZ教諭に対し、G校長等への報告を妨げるような何らかの行動をとったという事情も認められない。また、控訴人が、AやZ教諭に対して医師への虚偽説明を指示したといっても、医師は正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならないとの厳格な守秘義務を負っていることからして（刑法134条1項）、

医師に対する本件傷害事件の秘匿を直ちに灘中学校内での秘匿と同視することはできず、かえって、本件傷害事件については当日中にG校長等まで報告されたのであり、医師に対する虚偽説明指示がその後の灘中学校としての組織的対応に支障を来す結果をもたらすものではなかったことが明らかである。その意味で、控訴人の虚偽説明指示が、本件傷害事件の「隠蔽」ないし「隠匿」とまで評価することは困難であり、その悪質性の程度がそれほど高いとはいえない。

また、被控訴人は、大津市立中学校の中学生がいじめにより自殺した事案における被害生徒の担任教諭に対する滋賀県教育委員会の平成25年5月の懲戒処分（減給10分の1・1月）を参考にし、本件傷害事件に係る控訴人の対応はこれよりもはるかに悪質である旨主張する。しかし、上記事案における担当教諭の対応やこれにより被害生徒の自殺という極めて重大な結果を招いたことに鑑みると、上記懲戒処分後にいじめ防止法が施行されたことを考慮しても、控訴人の上記限度での虚偽説明指示が、上記事件において被害生徒が平成23年10月に自殺した直前の上記教諭の対応と比較して、はるかに悪質であるなどは断じ難い。

なお、被控訴人は、控訴人の虚偽説明指示は、人事院の定める懲戒処分の指針における「部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠蔽し、又は黙認した」場合と同等のものと評価できると主張する。しかし、加害生徒は公務員でも部下職員でもないものであるから、そのような評価をする余地はなく、処分行政庁もそのような見解に立って懲戒処分の量定をしていたものではないから、上記主張は採用できない。

#### (イ) 職務命令違反について

控訴人は、Dを近畿大会に出場させないという校長の職務命令に対して当初から同大会後に至るまで不服ないし抗議の意思を表明しており、上司の指示を軽視する態度が顕著であったというべきであり、また、控訴人がこのような態度をとった原因が、近畿大会での勝利の獲得を教育的配慮に優先させたこと、すなわち、被控訴人のいう「勝利至上主義」に基づく側面があったことは否定できない。これらのことに鑑みると、上記職務命令違反の非違行為としての程度は決して軽いとはいえない。

もっとも、G校長は、いったんはDの近畿大会出場を認めていたものであり、その旨の出場選手登録の書面にも押印していたのに、同大会直前の市教委からの指示を受けるや、これを撤回し、一方的にDを出場さ

せないよう控訴人に指示したものであり、このようなG校長の一貫性を欠く指示に容易に納得できなかった控訴人の心情にも理解し得る側面がないではない。また、G校長は、校長としてDの近畿大会への出場資格を取り消す権限を有していたのに、自らその権限を行使せず、控訴人の責任においてDを出場禁止にするよう指示したともいい得ること、控訴人としては、中学3年生のDにとっては最後の大きな大会となる近畿大会には出場させてやりたいとの思いもあって職務命令違反に及んだという側面があることも否定できないこと、被害生徒であるAの保護者も含む複数の保護者らがDの出場を支持していたこと等の控訴人に酌むべき事情も認められる。

#### (ウ) 撤去指示違反について

控訴人は、校舎内に柔道部員等の便宜のため設置していた本件物品の撤去を指示するG校長の職務命令に長期間応じていなかったものであり、上記職務命令違反と同様に上司の指示を軽視する態度が顕著であったこと等からして、過去の撤去指示違反についても懲戒処分の対象に加えた処分行政庁の判断が不当とまではいえない。

しかし、G校長は、灘中学校に着任した平成24年4月頃には本件物品の存在を認識しながら、寄付の申出があった場合の所定の手続を行おうともせず、控訴人にその撤去を求めることもなく放置していたものであるから、少なくとも平成26年12月頃まではその設置を事実上黙認していたと認めるほかはない。また、本件物品は、柔道部卒業生や保護者等から寄贈されたものであり、これを撤去するとなれば、これらの寄贈者らに対する説明等が必要であり、直ちにG校長の指示に応じて撤去することが困難であったという事情も理解できなくはない。そして、G校長は、控訴人から寄贈者に対する説明等を同校長自ら行うことを求められながら、これに応じようとしなかったものであり、同校長のかかる対応にも問題があるなど、控訴人にも酌むべき事情がある。

## 2. 処分の相当性

ア 処分行政庁は、各非違行為単独では、虚偽説明指示については減給10分の1・6月相当、職務命令違反及び撤去指示違反についてはそれぞれ戒告相当と考えられるところ、これらを総合して本件停職（停職6月）の量定をしたと主張するので、この点について以下検討する。

イ まず、控訴人の虚偽説明指示が減給の懲戒処分に相当するとの処分行政庁の判断自体は社会通念上是認し得る（ただし、減給10分の1・1月から2段階も加重して減給10分の1・6月相当としたという量定（これは減給処分の中で最も重い処分に当たる。）については、社会通念に照らし合理的な裁量権の範囲を逸脱するとの疑いが払拭できない。）。次に、職務命令違反について、単独では戒告相当とした処分行政庁の判断は、社会通念上是認できなくはない。そして、撤去指示違反について、単独では戒告相当とした処分行政庁の判断は、社会通念に照らし是認し得なくもなく、少なくともこれを超える懲戒処分相当とはいえない。

ウ 複数の非違行為が行われた場合や情状等により処分を加重する場合においても、自ずと合理的な限度がある上、個別の懲戒事由等も事案により極めて多様であるから、減給については期間（6月以下）及び減額（給料の月額10分の1以下）につき上限以下の範囲で妥当性を図ることができ、停職についても期間6月以下の範囲で選択することができる。したがって、処分行政庁において処分基準を定めることさえしないまま、被控訴人が主張するように処分を11段階（うち減給については10分の1の1月・3月・6月、停職については1月・3月・6月の各3段階のみ）に画一的に区分して、何らかの加重をする場合には直ちに上位の区分とするという方法が合理的であるとはいえない。

そして、本件においては、3件の非違行為のうち、処分行政庁が最も重大な非違行為であるとする虚偽説明指示についても減給相当とされるから、これに戒告相当の2件の非違行為を併合し、かつ控訴人には平成10年に生徒への体罰により減給10分の1・1月の懲戒処分を受けた前歴があることを勘案したとしても、減給よりはるかに重い処分と考えられる停職を選択すること自体（処分行政庁において、同様の加重方法により停職とした前例があることはうかがえない。）、社会通念上裁量権の範囲を逸脱するものというほかない。ましてや、停職の中でも最長期間であり、懲戒免職に次ぐ極めて重い処分といえる停職6月と量定することが、処分行政庁の合理的な裁量の範囲内にあるものとは到底考えられない。

### 3. 処分取消請求等の当否

以上によれば、その余の点について判断するまでも

なく、本件停職は、処分行政庁が懲戒処分の種別の選択において社会観念上著しく妥当を欠き、処分行政庁に委ねられた合理的な裁量権の範囲を逸脱したものであって、違法な懲戒処分というべきものであるから、取消しを免れない。

## VII. 控訴審判決についての考察

### 1. 虚偽説明指示の悪質性についての判断

控訴審判決は、(1)「階段から落ちた」という説明を医師は信用しないであろうこと、(2)虚偽説明によっても適切な治療を受けられたこと、(3)直ちにZ教諭により校長に報告がなされたこと、などの事情をもって「本件傷害事件の『隠蔽』ないし『隠匿』とまで評価することは困難であり、その悪質性の程度がそれほど高いとはいえない」としたものである。

(1)について、確かに階段から転落したことをもって胸骨を骨折することは、非常に不自然であることは否めない。胸骨骨折は、胸に対しての強い鈍的な衝撃を原因として発症するものであり、偶発的な受傷の場合、交通事故でシートベルトやハンドルに胸を押し付けられたような状況や、コンタクトスポーツでボールや他選手の肘などが当たった、心肺蘇生術による胸骨圧迫などが想定される。落下の場合、落下地点に何らかの物体があり、そこに胸を強打したような場合でなければ、胸骨部位が選択的に打撲されることは困難である。そして、(2)落下による受傷であれ、暴行による受傷であれ、臓器の損傷などの重大な合併損傷がない限りは、骨折部位の固定（バンドで体を巻く）や痛み止めの使用などによって局所の安静と痛みの管理を図るという点では治療は共通するといえる。しかしながら、これは「虚偽説明」という言葉にあまりにも拘泥した形式的な解釈であり、実質的には、「いじめ加害生徒のみを擁護するような言動を被害生徒に強いた」という点こそが、教育公務員としての重大な非違行為であり、生徒を裏切る悪質な行為であると言わなければならない。この点で、本件控訴審の判断は誤りであると言わざるを得ない。

### 2. 滋賀県教育委員会の平成25年5月の懲戒処分との比較

2011年10月いじめを受けていた滋賀県大津市の市立中学2年の男子生徒が自殺した事件（以下、「大津いじめ事件」）であり、発覚当初、メディアはこぞっ

てこの事件を取材し、いじめ報道が過熱していた。

生徒の自殺後、担任教諭は市教委に対し「いじめという認識はなかった」としていたが、市の第三者調査委員会からは「いじめの認知を殊更に回避していたようにさえ感じられる」などと指摘されており、県教委は処分理由で「教員としての職務上の義務を怠り、教育公務員としての信用を著しく失墜させた」と断じている。

大津いじめ事件において、同教諭は被害生徒が暴力をふるわれている現場でも「やりすぎるなよ」と言うだけで笑っていた、いじめの相談をされても「どうでもいい、君が我慢したら全て丸く収まる」という態度だったことなどが元同級生へのアンケートや取材で明らかになり、問題視されていたという<sup>20)</sup>。

しかし本件では、「いじめの認知を殊更に回避していた」という状況ではなく、「いじめを認知してなお、積極的に隠蔽して加害者だけを保護し、被害生徒を見捨てたともいえるような対応なのであって、より悪質であることは言を俟たない。このような顧問教師の態度に、被害生徒の心は大きく傷つけられたばかりか、自らの親からもそのような対応を追認された格好となった被害生徒における悪影響は、計り知れないものがあると考えられる。

結果的に本件の被害生徒が自殺にまで追い詰められていなかったとはいえ、加害生徒らによる被害生徒への継続的な暴力行為は「いじめ」という範疇を超え、いずれも犯罪に該当するような強度の暴行であったと言い得るのであって、1審判決の認定では、これらの継続的な暴力行為の存在を顧問教師は「認識していた」としているのである。このようにみると、大津のいじめ事件における担任教師による不作為と比較し、「はるかに悪質である」とする評価も首肯し得る。

したがって、本件控訴審判決が、大津いじめ事件の担任の対応について、具体的に挙げることなく、結果の重大性（被害生徒の自殺）を根拠としながら、「はるかに悪質であるなどとは断じ難い」などと評価している点は審理不尽であり、失当であると思われる。

そもそも、大津市立中学のいじめ事件における担任教師の処分については、被害生徒の遺族が「軽すぎる」として反発していたのみならず<sup>21)</sup>、越直美市長（当時）も処分発表当時、「減給は軽すぎる。一人の子どもの命はこんなにも軽いものなのか」と憤りをあらわにしたと報じられているものである<sup>22)</sup>。

なお、控訴審判決が、本件虚偽説明指示について、懲戒処分の指針における「部下職員の非違行為を知得

したにもかかわらず、その事実を隠蔽し、又は黙認した」とは同視できないとする点については妥当であろう。

### 3. 職務命令違反について

控訴審判決は、加害生徒を近畿大会に出場させないという校長からの職務命令に対して一貫してこれに応じようとしなかったものであり、このような姿勢は試合での勝利を教育的配慮より優先させるという「勝利至上主義」に基づくものであったことは否定できず、「非違行為としての程度は決して軽いとはいえない」とする。

しかしその一方で同判決は、本件発覚当初には校長自らが加害生徒の近畿大会出場を認め出場選手登録書面にも押印していたのに、大会直前に教育委員会から指示を受けた途端にこれを撤回したことは「一貫性を欠く指示」であって、顧問教師が納得できなかったことも理解できなくはないなどとしている。さらに校長が自らの権限に基づき加害生徒の出場を取り消すことまではしなかったこと、顧問教師においては、引退を控えた加害生徒を出場させたいと考えたであろうこと、被害生徒の保護者を含む複数の保護者らが加害生徒の出場を支持していたことなどを、「酌むべき事情」としている。

控訴審におけるこうした判断こそが、学校部活動における勝利至上主義という悪しき慣行に対する評価として「一貫性を欠く」ものであると言わざるを得ない。

まず控訴審判決は、校長自らが加害生徒の出場資格を取り消すことをせず、顧問教師にそれを委ねていたということに学校側の非を認めているが、校長は顧問に対して出場の許可を取り消す職務命令を行ったのであり、校長において、顧問が命令に従って団体登録選手変更の手続を行うことを期待することは当然であると考えられる。

「第68回近畿中学校総合体育大会柔道競技要項（令和元年度）」<sup>23)</sup>によれば、「参加資格」として「当該学校長の承認を得たチーム及び個人とする」とされており、大会当日において、「団体戦登録選手変更届提出」が可能となっている。つまり、学校長の承認が取り消された選手については、顧問が試合当日、登録選手の変更を届け出ること容易に対応することが可能である。むしろ、顧問の抵抗を押し切り、校長が自ら中学校体育連盟柔道専門部に連絡をして選手資格の取り消しの意思表示を行うよりは、顧問自らが校長の説得に応じ、

被害生徒に事情を説明して納得を得た上で、こうした手続きを行うことが望ましいと言い得るであろう。

そして、学校側の裁量に教育委員会の判断が優先することは当然なのであり、校長が教育委員会からの指示に従って顧問に「出場撤回」を申し入れることは通常の手続であると思われる。

「顧問教師においては、引退を控えた加害生徒を出場させたいと考えたであろうこと、被害生徒の保護者を含む複数の保護者らが加害生徒の出場を支持していたこと」はいずれも、控訴審判決の指摘する「勝利至上主義」によって説明され得るものであり、顧問や保護者らのこうした姿勢に対して被害生徒がどのように考えるのか、真に納得し、心から加害生徒の出場を応援できるのかについて、被害生徒本人に確認した事情は判決上一切うかがえないことから、これらにつき、決して非違行為としての程度を軽減する事情とすべきではない。

#### 4. 撤去指示違反についての判断

「学校施設の確保に関する政令」第3条第1項は、「学校施設は、学校が学校教育の目的に使用する場合を除く外、使用してはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。」と規定しており、その例外として一号で「法律又は法律に基く命令の規定に基いて使用する場合」、二号で「管理者又は学校の長の同意を得て使用する場合」が定められている。二号でいう「管理者」は、公立中学の場合には教育委員会がそれにあたり、本件に対する1審判決では、「原告の判断で柔道部員のために校内に置いていたと認められるし、市教委の同意も校長の同意も得ていなかったと認められるから、学校施設の適正な占有使用であったとはいえない」と認定されている。

これに対して控訴審判決は、「同意を得て使用した」とまでは言えないものの、少なくともG校長は、本校に赴任した平成24年4月頃からは、これらの設置物を認識しつつも事実上黙認していたこと、顧問教諭から寄贈者への説明を求められたがこれに応じなかったことなど、「同校長のかかる対応にも問題がある」とし、これを顧問教諭に酌むべき事情であるとしている。

G校長が本件設置物の違法性にどの時点で気づいたのか、そのような経緯でそれを認識したのか、実際にこれを問題視する声が上がっていたのかなどは明らかではないが、本件柔道部は確かにこれらの設置物

を公然と使用しており、そうした特権的立場も、強豪部活動であるがゆえに、いわば校内の暗黙の了解とされていたことがうかがえる。しかし、そうではあっても、ある時点でこれが問題視されるようになり、その時点での校長判断で撤去を命令するということは十分あり得ることなのであって、「それまでに黙認されていた」という事実が校長による撤去命令自体の正当性を揺るがすものではないと言わなければならない。さらに、そもそも本件物品は、学校や学校長を通して寄贈されたものではなく、柔道部ないし柔道部顧問と寄贈者との間でのやり取りによってなされており、無許可のままに設置されていたのである。そのため、不法に学校施設を占拠していた事実をもって、校長による撤去命令の正当性は確保されるのであり、そこで「寄贈者に対する説明」などの条件が付されるいわれはないものと言わざるを得ない。

したがって、ここでの控訴審判決の判断は、次でみる「処分の正当性」に対する評価において「処分が重きに失する」との結論を導くための方便であるかにも思われるものである。

#### 5. 処分の相当性について

体罰事案やいじめの隠蔽事案など、教員が児童生徒の人権を著しく蹂躪し、生命身体を脅かすような行為を積極的に行ったような事案においては、わいせつ事案と同様、教育専門職としての資質が厳しく問われる必要があり、深い反省を促すためにも行政処分は厳格に行われる必要があるものと考えられるべきものであるが、過去の同種事例との均衡などが考慮され、必ずしも十分な処分が行われてきているとは言い難い。

本件控訴審判決では、処分行政庁が、各非違行為単独では、虚偽説明指示については減給10分の1・6月相当、職務命令違反及び撤去指示違反についてはそれぞれ戒告相当と考えられるところ、これらを総合して本件停職（停職6月）の量定をしたと認定し、「控訴人には平成10年に生徒への体罰により減給10分の1・1月の懲戒処分を受けた前歴があることを勘案したとしても、減給よりはるかに重い処分と考えられる停職を選択すること自体、社会通念上裁量権の範囲を逸脱するものというほかない」とする。確かに、減給10分の1・6月相当と停職1月相当とを比較すると、停職処分の方が重いと感じる教職員が大多数であろう。そして、訓告相当の処分2件が加重されたことで、一気に停職6月が相当だとの判断に至ることは、本件の

悪質性を総合的に考慮したとしても、過度に重い処分であると評価され得るものであろう。したがって処分行政庁においては、かかる重い処分に至った理由をなお詳細に説明する義務を有するものと思われる。

ただし、そもそも本件虚偽説明指示は「いじめの隠蔽（もみ消し）」という重大な非違行為の一環として行われていることは明らかであり、加害生徒を試合に出場させた職務命令違反と一体となった、極めて悪質な行為であることは明らかであって、それぞれ「減給10分の1・6月相当」、「戒告処分」という個別の評価にしたことが妥当であったかについては、疑問の余地があろう。

そして、被告（被控訴人）である兵庫県教育委員会は1審において、「処分行政庁では、県立高校のテニス部の生徒が大学のスポーツ入学試験を受験するにあたり、出願資格にあうように顧問の教諭らが調査書を書き換えて出願させるなどした非違行為について、停職6月の懲戒処分とした前例がある。懲戒処分は非違行為に対する道義的責任を追及することにより公務における規律と秩序を維持することを主要な目的としており、規律や秩序の紊乱をもたらす行為は犯罪行為にかぎられない。原告の非違行為がもたらした規律・秩序の紊乱の程度や信用失墜の程度は犯罪行為が行われた場合を下回るものではない。」としているが、大学への提出書類の虚偽記載という事案と、本件の一連の非違行為を単純比較することは困難であると言わざるを得まい。

なお、本件処分当時には、兵庫県教育委員会は懲戒処分の基準を公表していなかったが、令和2年6月1日に公表された同県教委の「懲戒処分の指針」<sup>24)</sup>によれば、「公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員は、免職又は停職とする」とされており、さらにいじめ関連では、「ア 児童生徒の生命、身体若しくは財産に重大な被害を生じさせ、又は児童生徒に相当期間学校を欠席することを余儀なくさせたいじめに関して、当該いじめを助長した職員は、停職又は減給とする。イ 上記アのいじめに関して、当該いじめの防止等において、明らかな不作為があった職員は、減給又は戒告とする。」と規定されている。本件顧問の虚偽報告指示が上記「イ」の不作為の程度にとどまらず、「ア」の助長という事由に該当することは明らかであり、処分内容として停職処分が明確に規定されるようになっている。

懲戒処分の基準が遡及されないことは当然のことではあるが、近年になってようやく、教員のいじめ隠蔽行為に対して厳格な処分基準が設けられたことはきわめて妥当なものであり、文部科学省『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』<sup>25)</sup>と同様に、適切な運用がなされることを強く願いたい。

なお、本件控訴審判決については敗訴した県教委側から上告され、最高裁において以下の理由により、裁判官の全員一致で、上告人敗訴部分（つまり、顧問側勝訴部分）が破棄されている（下線部：筆者）。その判断は、至当であるといえよう。

## VIII. 上告審判決（原判決中上告人敗訴部分を破棄）

（1）公務員に対する懲戒処分について、懲戒権者は、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をするか否か、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択するかを決定する裁量権を有しており、その判断は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に、違法となるものと解される（最高裁昭和47年（行ツ）第52号同52年12月2日第三小法廷判決・民集31巻7号1101頁、最高裁平成23年（行ツ）第263号、同年（行ヒ）第294号同24年1月16日第一小法廷判決・裁判集民事239号253頁等参照）。

（2）ア Aは、柔道部の上級生であるD及びEによる継続的ないじめの被害に遭い、さらに、本件傷害事件により明らかな傷害を負うに至っている。ところが、被上告人は、本件中学校の教諭及び柔道部の顧問として、同事件を機にこれらの事実を把握しながら、A及びG教諭に対し、受診に際して医師に自招事故によるものであるとの事実と異なる受傷経緯を説明するよう指示した上、自らも医師に連絡して虚偽の説明をするなどしている。このような被上告人の言動は、柔道部が大会を目前に控えている状況の下、その活動に支障を生じさせないため、主力選手らによる不祥事が明るみに出ることを免れようとする意図をうかがわせ、A及びG教諭には、部員又は副顧問としてこれに沿った行動をとるよう命ずるものと受け取られるものである。このことは、被害生徒であるAの心情への配慮を欠き、また、G教諭が校長等に報告することを暗に妨げるものともいうことができるのであって、いじめを受けている生徒の心配や不安、苦痛を取り除くことを最優先として適切かつ迅速に対処すると

ともに、問題の解決に向けて学校全体で組織的に対応することを求めるいじめ防止対策推進法や兵庫県いじめ防止基本方針等に反する重大な非違行為であるといわざるを得ない。さらに、Aは重い傷害を負っていたのであるから、医師による適切な診断及び治療を受ける必要があったが、被上告人の上記言動は、医師に実際の受傷経緯が伝えられることを妨げ、誤った診断や不適切な治療が行われるおそれを生じさせるものであったというべきである。結果的に、Aが誤った診断等をされることはなく、また、G教諭が報告したことにより本件中学校等における組織的な対応に支障が生ずることはなかったとしても、被上告人の上記言動が重大な非違行為であることが否定されるものではない。

このように、被上告人による本件非違行為1は、いじめの事実を認識した公立学校の教職員の対応として、法令等に明らかに反する上、その職の信用を著しく失墜させるものというべきであるから、厳しい非難は免れない。

イ また、本件傷害事件やそれまでの一連のいじめにおけるDの行為は重大な非行であり、そのような行為に及んだDについて、教育的見地から、柔道部員として対外試合に出場することを禁ずることは、社会通念に照らしても相当であって、このことは、近畿大会が3年生のDにとって最後の大きな大会となることや、被害生徒であるAの保護者等がDの出場を支持していたことを考慮しても異ならない。したがって、H校長がDを近畿大会に出場させないよう被上告人に命じたことは、職務命令として正当であったというべきであり、これに従わずDを同大会に出場させた被上告人による本件非違行為2は、本件傷害事件等の重大性を踏まえた適切な対応をとることなく、校長による職務命令に反してまで柔道部の活動や加害生徒であるDの利益等を優先させたものであって、その非違の程度は軽視できない。

ウ さらに、本件非違行為3は、柔道部が優秀な成績を挙げるために、学校施設の管理に関する規律や校長の度重なる指示に反したものであり、本件非違行為1及び2と共に、生徒の規範意識や公正な判断力等を育むべき立場にある公立学校の教職員にふさわしくない行為として看過し難いものといわざるを得ない。

エ 以上のとおり、本件処分の理由とされた一連の各非違行為は、その経緯や態様等において強い非難に値するものというほかなく、これが本件中学校におけ

る学校運営や生徒への教育、指導等に及ぼす悪影響も軽視できない上、上告人や姫路市の公立学校における公務への信頼をも損なわせるものであり、非違行為としての程度は重いといわざるを得ない。他方で、原審が被上告人のために酌むべき事情として指摘する点は、必ずしもそのように評価できるものではなく、これを殊更に重視することは相当でないというべきである。

(3) 県教委は、懲戒処分についての処分基準を定めておらず、処分を11段階に区分し、減給及び停職については各3段階としているというのであるが、そのことにより適切な処分の量定の選択が妨げられるものということとはできない。また、上告人の主張するように、本件非違行為1を最も重大なものとしてその処分の量定を選択した上、本件非違行為2及び3の存在等を加重事由として最終的な処分の量定を決定することも、それ自体が不合理であるとはいえない。

そして、本件処分は、本件懲戒条例の下では免職に次ぐ相当に重い処分であり、また、処分の量定に関する上告人の主張には、個々の加重事由の考慮方法が形式的に過ぎるなど、直ちに首肯し難い点もあるものの、前記のような一連の各非違行為の非違の程度等を踏まえると、被上告人に対する処分について、県教委が停職6月という量定を選択したことが、社会観念上著しく妥当を欠くものであるとまではいえず、県教委の判断が、懲戒権者に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものということとはできない。

## IX. おわりに

本稿を書きあげた直後である2021年2月15日、冒頭で挙げた宝塚市立長尾中学校の柔道部顧問教諭に対し、神戸地裁は懲役2年執行猶予3年(求刑懲役2年)の有罪判決を言い渡したと報じられた<sup>26)</sup>。学校側は事件当日、保護者の指摘で事件を把握していたものの、ただちに警察への通報や部活動の中断などの措置をとることなく、保護者が県警に被害届を出したという。しかも、顧問教諭は翌日には市内の中学校の柔道大会に予定通り部員と共に参加していたという点で、本件と同様の問題状況が見取れる<sup>27)</sup>。

これら一連の学校・市教委の対応が世論に問題視された結果、宝塚市教育委員会は判決の11日前である2月4日、「傷害や暴行などの犯罪行為に該当し得る」体罰だと判断した場合、速やかに刑事告発するとの指針を策定し、発表した<sup>28)</sup>。体罰が犯罪になりうると

教職員に認識させ、抑止につなげることが、その狙いだとされている。

「学校の柔道場で柔道着を着て柔道技を使い、傷害罪で起訴されたのは初めて」と、柔道事故被害者の会の関係者が語っている通り<sup>29)</sup>、学校の柔道部での顧問の暴力事案に対し、これまで刑事司法は非常に謙抑的な姿勢を見せてきていた<sup>30-32)</sup>。

これは、柔道部活動だけに限った話ではない。高校剣道部で壮絶な体罰を受け、命を落とした工藤剣太君の事例でも、体罰を行った顧問教諭に対する刑事訴追はおろか、個人に対する民事責任追及にも、法の壁がどれだけ高く厚く立ちはだかったことか<sup>33)</sup>。学校部活動での体罰被害者は、これまでずっと煮え湯を飲まされてきていたのであって<sup>34)</sup>、今回の宝塚市の教育委員会の方針転換は、勝利指導主義に基づく学校部活動での生徒の虐待的な扱いに対し、間違いなく大きな一石を投じるものになったと思われる。

なお、筆者は武道教育学科所属の教員であり、授業を担当する学生の多くが、柔道をはじめとした武道に幼い頃から取り組んできたとする。今年度は授業がリモートとなり、学生のレポートを読む機会が多くなったが、武道専攻学生の中には、勝利至上主義的な指導者の下で武道を学んできた者が少なくないことを把握することができた。「強さこそが正義である」とする価値観の下で、とにかくがむしゃらに頑張ってきた結果、そのような価値観が刷り込まれてしまっていたとしても、学生たちにはまったく非はない。むしろ大学において、いま一度武道の教育的価値を学び直し、武道の伝統を継承していくために最も重要なことは何であるかを知ること、時代にふさわしい指導者として羽ばたいてくれることを確信している。

ここで筆者は、本稿の裁判例で取り上げられた柔道部顧問教諭の指導方法や人間性について否定するつもりは毛頭ないし、そのような資格もない。恐らくこの教諭は、柔道の指導者としては素晴らしい人物であり、生徒たちに勝利の素晴らしさを伝え、慕われてきたのであろうと想像する。

しかしながら、自らが率いる部活動内で、上級生からの下級生いじめという卑劣な行為が横行していることを認識した場合、直ちに学校に報告し、事実の調査を行い、その解決に全力で努める義務がある。そして、いじめに対する毅然とした態度を生徒たちに示すことにより、「絶対にいじめを許さない部活動作り」を確実にやっていく必要がある。

武道をはじめ、スポーツにおいて、「強さ」「勝利」は非常に重要な要素であり、それを手に入れるために仲間と切磋琢磨をすることが人間的成長を促すということは、いうまでもない。しかし「強さ」が弱い者に向けられることは卑怯なことであり、スポーツの価値を貶める行為であることを、指導者は生徒たちに徹底的に教える必要がある。そうした卑劣な行為が、「勝利至上主義」という言葉で正当化される時、指導者や部員がそこで目指している「勝利」は、その価値を大きく損なうことになるからだ。

そして、そのような教師・部活動顧問としての責務が果たされず、却っていじめを助長するような言動があった場合には、学校や処分行政庁である教育委員会は、その非違行為について迅速かつ適切に指導を行い、厳正な処分を行うべきであると考えられる。

神戸市立東須磨小学校で2019年に発覚した、20代の新任の教員に対し、30代と40代の教員が激辛カレーを食べさせるなどのいじめを繰り返していたとして大きく報道された事件において、神戸市教委は、市民らの抗議の声に応じる形で、2019年10月4日に神戸新聞が最初に報道、発覚して以降、わずか1月足らずの同年10月3日付で、加害側4教諭を異例の分限休職処分とし、給与の支払いを停止した<sup>35)</sup>。さらに翌年、調査委員会から悪質なハラスメント行為を多数認定された30代男性2人を懲戒免職とし、40代女性は停職3か月、別の30代男性は減給10分の1の処分にすると報道されている<sup>36)</sup>。この懲戒処分に対しても、神戸市民を中心に大きな批判が集まり、特に13件のいじめ行為に関与し、30代男性教諭にいじめを支持していたとされている40代女性教諭に対する「停職3か月」という処分に対しては、インターネットを中心に「まだ教壇に立たせるつもりとは驚いた」「闇が深すぎて絶望感しかない」「全員免職相当だろう」「刑事事件だ。免職で済む問題ではない」など批判的な意見が相次いだという<sup>37)</sup>。

このように、生徒に対していじめをしてはならないと指導する立場の教師によるいじめ行為に対し、市民はかなりの処罰感情を有しているものであり、いじめ問題に関連した非違行為に対して厳正な処分を検討することは、非常に重要なことであると思われる。

生徒が学校部活動から学ぶ価値は計り知れないものであり、それを率いる顧問教諭には、競技能力や指導力以上に、人間力やコミュニケーション能力、そして高い道徳心とコンプライアンス精神が求められているのである。

## 参考文献

- 1) 「部員に傷害容疑、逮捕 柔道技かけ重軽傷 宝塚の中学教諭」、朝日新聞、2020年10月13日朝刊・3社会：33頁。
- 2) 「教諭、過去にも体罰3件 頭突きで鼻折り減給 宝塚・生徒傷害事件」、朝日新聞、2020年10月14日朝刊、1社会：35頁。
- 3) 「中学柔道部傷害事件 逮捕の教諭、暴行翌日大会で指導 宝塚」、神戸新聞NEXT、2020/10/22 06:10配信記事、  
<https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202010/0013802136.shtml>
- 4) 「柔道体罰事件 宝塚市アンケート実施へ 指導外しも検討」、産経WEST、2020.10.19 20:26 配信記事、<https://www.sankei.com/west/news/201019/wst2010190025-n1.html>
- 5) 「柔道部元顧問、懲戒免職処分 宝塚・生徒傷害事件」、朝日新聞、2020年11月25日朝刊、3社会、29頁。
- 6) 学校運動部活動における重大事故と顧問の法的責任—大分県竹田高校剣道部暴行・熱中症死亡事件裁判からの教示—、南部さおり、日本体育大学紀要、第47巻第1号、1-11頁、2017年
- 7) 南部さおり『反体罰宣言—日本体育大学が超本気で取り組んだ命の授業』（春陽堂書店、2019年）
- 8) 神戸新聞NEXT <http://www.kobe-np.co.jp/news/himeji/201512/0008634593.shtml>  
2015年12月20日閲覧。ただしこの配信記事は現在期限切れで削除されている。
- 9) 嶺井 正也「学区制と学校選択を中心に：自由化・規制緩和論を踏まえて（課題研究「教育基本法50年と学校改革—行政改革が進む中で—」,II 第4回大会報告）」、日本教育政策学会年報、1998年5巻；109-115頁。DOI：[https://doi.org/10.19017/jasep.5.0\\_109](https://doi.org/10.19017/jasep.5.0_109)
- 10) 「選手欲しさに越境入学 教諭、住民票移させ市立松戸高」、朝日新聞、1991年6月29日朝刊；1社会面（31面）
- 11) 「サッカー部員の3割が越境通学 高崎市立高松中」、朝日新聞（群馬版）、1996年12月06日朝刊。
- 12) 「通学区域制度の弾力的運用について（通知）」文部省初等中等教育局長発出、文初小第78号、平成9年1月27日。  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gakko-sentaku/06041014/008/003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-sentaku/06041014/008/003.htm)
- 13) 人事院事務総長発「懲戒処分の指針について（平成12年3月31日職職-68）」、最終改正：令和2年4月1日職審-131。  
[https://www.jinji.go.jp/kisoku/tsuuchi/12\\_choukai/1202000\\_H12shokushoku68.html](https://www.jinji.go.jp/kisoku/tsuuchi/12_choukai/1202000_H12shokushoku68.html)
- 14) 人事院『義務違反防止ハンドブック—服務規律の保持のために—』、令和2年3月発行、17頁。[https://www.jinji.go.jp/fukumu\\_choukai/handbook.pdf](https://www.jinji.go.jp/fukumu_choukai/handbook.pdf)
- 15) 「事実上の退職勧告となるケースも…懲戒処分のひとつ「停職」の意味とは？」、bizwords.jp、2016/5/11配信記事、<https://bizwords.jp/archives/1056951846.html>
- 16) 人事院・前掲ハンドブック、21頁。
- 17) 「いじめ隠しは懲戒 大阪市教委方針、情報共有狙い」、朝日新聞、2015年8月24日朝刊、1社会（31頁）。
- 18) 「いじめメモ隠蔽、懲戒処分 市教委、首席指導主事ら 神戸・中3自殺」、朝日新聞、2019年1月12日長官、1社会（35頁）。
- 19) 「いじめ問題対応「文書訓戒相当」 神戸市教委、元校長に」、朝日新聞神戸版、2020年2月29日朝刊、1地方（25頁）。
- 20) 「大津いじめ問題 当時の担任教諭を減給処分」J-CASTニュース、2013年5月17日17時46分配信記事 <https://www.j-cast.com/2013/05/17175319.html>
- 21) 「「処分あまりに軽い」父親が県教委を批判 大津いじめ自殺、担任の減給処分」、朝日新聞（滋賀県版）、2013年5月18日朝刊、29頁。
- 22) 自殺中2の担任を減給 県教委 大津市長「軽すぎ」、朝日新聞、2013年05月17日夕刊、15頁（1社会）。
- 23) 「第68回近畿中学校総合体育大会柔道競技要項」<https://www.judo-shiga.com/wp-content/uploads/2019/07/a5551c5ed66435c372f201a7de225219.pdf>
- 24) 兵庫県教育委員会「懲戒処分の指針」（令和2年6月1日、最終改正令和2年6月23日）  
<https://www.hyogo-c.ed.jp/~kyoshokuin-bo/20200601tyoukaishobunshishin.pdf>
- 25) 文部科学省『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』（平成29年3月）

[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_\\_\\_icsFiles/afieldfile/2017/03/23/1327876\\_04.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/___icsFiles/afieldfile/2017/03/23/1327876_04.pdf)

- 26) 「柔道技で傷害、元教諭有罪「体罰に他ならぬ」神戸地裁判決」、朝日新聞、2021年2月15日夕刊、1社会、9頁。
- 27) 「柔道部顧問を傷害罪で起訴 体罰教諭対応、厳正に 宝塚市立中」、朝日新聞、2020年11月3日朝刊、2社会、34頁。
- 28) 「体罰事案発生時、刑事告発へ指針 宝塚市教委が策定」、朝日新聞、2021年2月5日朝刊、神戸・1地方、19頁。
- 29) 中小路徹「(縦横無尽)「あいにくの事故」、すまされない時代」、朝日新聞、2020年11月14日朝刊、スポーツ3、21頁。
- 30) 南部さおり、「「公知の事実」としての柔道事故一柔道必修化に伴う諸施策と、横浜地裁柔道事故判決の意義について一」、横浜市立大学論叢 人文科学系列, 64巻1号, 87-109頁, 2013年
- 31) 南部さおり、「柔道練習中の死亡事例への刑法の適用に関する考察」、横浜市立大学論叢 人文科学系列, 64巻3・4号, 251 - 276頁, 2013年
- 32) 南部さおり、「松本市柔道事故と強制起訴、刑事裁判」、横浜市立大学論叢 人文科学系列, 65巻1号, 157-195頁, 2014年
- 33) 学校運動部活動における重大事故と顧問の法的責任一大分県竹田高校剣道部暴行・熱中症死亡事件裁判からの教示一、南部さおり、日本体育大学紀要, 第47巻第1号, 1-11頁, 2017年
- 34) 南部さおり、『反体罰宣言 日本体育大学が超本気で取り組んだ命の授業』, 春陽堂書店, 2019年12月。
- 35) 「異例のスピード処分 市教委、審査会押し切る 東須磨小、加害側4教諭の給与停止」、朝日新聞神戸版、2019年11月02日朝刊、27頁。
- 36) 「(探る!) 教員間暴力、残した波紋 神戸市教委、加害側教諭や管理職を懲戒処分」、朝日新聞(神戸版)、2020年03月02日朝刊、13頁。
- 37) 「教壇に戻す気か? 激辛カレーいじめ教諭の処分に批判殺到「懲罰の基準が狂ってる」」、Money Voice 2020年3月2日配信記事。<https://www.mag2.com/p/money/896603>

(受理日：2021年2月24日)